

# 「協力雇用主」の方(企業)を北九州市の入札参加資格審査において加点します。



## 競争入札参加資格審査における協力雇用主に対する加点制度について

北九州市は、青少年の非行を生まない地域づくりの一環として、犯罪や非行から立ち直ろうとする青少年を雇用し、その更生を支援する「協力雇用主」の拡大及び支援を福岡保護観察所、保護司会等と連携・協力して取り組んでいます。

今回「協力雇用主」の支援策として、入札参加資格の審査において「協力雇用主」を加点項目として導入することにしましたので、お知らせします。

※「協力雇用主」とは、犯罪や非行に陥った人を積極的に雇用し、その更生を支援するボランティアです。

### 第1 加点制度の内容

以下の要件のとおり、要件を満たす方（企業）に加点します。

#### 1 加点要件

北九州市内業者で、以下のすべての条件を満たしていること。

- (1) 協力雇用主として、法務省 福岡保護観察所に登録していること。
- (2) 審査基準日（又は申請日）以前1年間の間に、保護観察中の者又は更生緊急保護中の者を雇用したこと。
- (3) 同一人の雇用で、雇用期間が3か月以上であること。

#### 2 加点

- |                |     |
|----------------|-----|
| (1) 物品等供給契約業者： | 2点  |
| (2) 建設工事業者：    | 10点 |

### 第2 実施時期等

次回、定時受付から実施します。

#### 1 次回受付開始時期と有効期間

- (1) 物品等供給契約入札参加資格：平成26年6月下旬受付開始（予定）  
（有効期間：平成26年10月1日～平成28年9月30日分）
- (2) 建設工事入札参加資格：平成27年1月下旬受付開始（予定）  
（有効期間：平成27年6月1日～平成29年5月31日分）

※ 協力雇用主制度については、法務省のホームページを参照してください。

([http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/KEIMUSAGYO/sagyoyoyounusi\\_seido.html](http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/KEIMUSAGYO/sagyoyoyounusi_seido.html))

※その他必要書類等については、定時受付開始前に契約室ホームページ（北九州市ホームページから⇒入札・契約情報へ）でお知らせします。

（問合せ先：契約室管理課 TEL：582-2545）